

名古屋北部民主ニュース

2017年1月30日(月)発行

No.218

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

介護保険・後期高齢者医療保険の保険料ってどう決まってるの？



学習会にはその知人も参加。松原事務局長が講師を務め「介護保険と後期高齢者医療制度の違い」「介護保険制度には減免制度、後期高齢者医療保険制度には軽減制度がある」ことなど

1月21日(土)午前10時30分から民商婦人部の主催で「介護保険・後期高齢者医療制度の保険料の仕組み」についての学習会を行い、13名が参加しました。

「確定申告にあたっては、経費のもらえないよう、しっかりと計算しましょう」「年金カット法などひどい政治を変えるためにも、署名を集めること、選挙に行くことが大事」と話し合い

所得税 & 消費税の

申告学習会のお知らせ

今年も確定申告のシーズンがやってきました。下記の日程で学習会を開催します。必ず参加しましょう。

所得税の申告学習会

2月7日(火)夜7時~民商事務所

消費税の申告学習会

2月14日(火)夜7時~民商事務所



笑い声絶えない 新年会(楠支部)

1月18日(水)夜6時30分から恒例の「楠支部新年会」が開催され、14名が参加しました。



森支部長の挨拶のあと、朝倉さんが乾杯の音頭。「こどもたちが社会人になった」「結婚して孫ができた」という話に花が咲き、明るい笑い声が終始聞こえていました。

初めて支部新年会に参加した平川さんは「皆さん元気でいいですね。私は民間でいろいろ勉強して、税務調査でも署員から『間違いはありません』と言われた。

民商はとても良いところだと周囲にいつも宣伝しています」と話していました。日本共産党の岡田ゆきこ市議が駆けつけ、市議会の模様や今度の市長選挙に立候補を表明している岩城元副市長との話し合いの様子を語ってくれました。事務局からは「マイナンバー」の危険性や注意点、対応方法について説明を行

(不動産、株式などの)譲渡所得 住宅取得特別控除の申告などの 特別相談会のお知らせ

平成28年中に不動産や株式を売却された方は所得税の確定申告と併せて「譲渡所得等」の確定申告をしなければなりません。

また、平成28年中に住宅を購入した方で「住宅取得特別控除」の適用を受ける場合は、確定申告が必要です。

「特別相談会」を開催します。事前に予約の上ご参加ください。

2月16日(木)、17日(金)

午前10時~12時、

午後1時~4時

民商事務所・3階

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!